



窓口混雑状況の予測 引っ越しシーズンは市役所窓口が混雑します

問い合わせ先 市民課受付戸籍担当
☎(584)1120 📠(584)1141 🆔 1005240

トフォンなどで随時確認することができます。来庁時の混雑状況の事前確認などに利用してください。



▲市役所待合状況公開サービス

待合・呼出状況お知らせサービス

市民課の各窓口の待ち人数や呼び出し状況をスマー

住所変更窓口・証明書発行窓口 混雑予想カレンダー

	日	月	火	水	木	金	土
	3月30日	31	4月1日	2	3	4	5
	休日開庁 (午前9時~正午)						閉庁日
住所変更窓口	★	★★★★	★★★★	★★★★	★★★★	★★★★	
証明書発行窓口	★	★★★★	★★★★	★★★	★★★	★★★★	
	6	7	8	9	10	11	12
	休日開庁 (午前9時~正午)	小・中学校始業式		中学校入学式	小学校入学式		閉庁日
住所変更窓口	★	★★★	★★	★★★	★★★	★★★	
証明書発行窓口	★	★★★★	★★★	★★★	★★	★★★	
	13	14	15	16	17	18	19
	閉庁日						閉庁日
住所変更窓口		★★★	★★	★	★	★	
証明書発行窓口		★★★	★★	★★	★★	★★	
	20	21	22	23	24	25	26
	閉庁日						閉庁日
住所変更窓口		★★	★	★	★	★	
証明書発行窓口		★★★	★	★	★	★★	
	27	28	29	30			
	閉庁日		閉庁日 昭和の日				
住所変更窓口		★★		★			
証明書発行窓口		★★★★		★			

★ スムーズに案内できます。
★★ 正午前後や午後に混雑する時間帯があります。

★★★ 午前中の早い時間帯を除いて、混雑します。
★★★★ 終日混雑が予想されます。



4月から 市の組織を一部変更します

問い合わせ先 経営企画課企画担当
☎(584)1133 📠(584)1145

子ども施策の推進やふるさと納税の活性化などを図るため、4月1日から市の組織の一部を変更します。

主な変更内容は、次のとおりです。

○部署の名称変更

▷子育て支援課

新：こども相談担当

旧：子育て支援担当

▷こども未来課

新：こども政策・給付担当

旧：児童給付担当

※こども相談担当は、子どもに関する相談業務を中心

に行います。こども政策・給付担当は、これまでの業務に加えて子ども施策の企画および調整を行います。

○事務担当部署の変更

▷ふるさと納税

新：秘書広報課広報広聴担当

旧：経営企画課企画担当

▷出前トーク、かすが市民懇話会

新：経営企画課企画担当

旧：秘書広報課広報広聴担当

▷児童センター業務

新：こども未来課こども政策・給付担当

旧：子育て支援課子育て支援担当

※市の組織ごとの主な担当業務や連絡先は、市ウェブサイト(🆔1003996)を見てください。



ごみの収集

ゴールデンウィークは休みます

問い合わせ先 環境課ごみ減量担当

☎(584)1111(代) ☎(584)1147 ID 1001162

ごみ収集休み 5月3日(土)・(祝)～6日(火)・(休)

振替収集日(陶器・金属類)

▷5月4日(日)・(祝)→7日(火)

▷5月5日(月)・(祝)→1日(木)

▷5月6日(火)・(休)→2日(金)

※「燃えるごみ」の振替収集は行いません。

※居住する地区によって振替日は異なります。ごみ出し日が分からない場合は、令和7年度版ごみ出しカレンダー(3月15日号折り込み)をご覧ください。市ウェブサイト(ID1001192)でも確認できます。



▲市ウェブサイト



生ごみ減量や食品ロス削減に協力を

生ごみ処理機等購入費補助など

申込・問い合わせ先 環境課ごみ減量担当(〒816-8501春日市役所)

☎(584)1111(代) ☎(584)1147 ID 1001206

燃えるごみの約3割を占める生ごみを減量するため、生ごみ処理機などの購入費を補助します。

対象 市に住民登録があり、処理機などを市内で使用する人

補助金額(1世帯当たり) 別表参照

必要書類

▷領収書の写し(購入者氏名、生ごみ処理機などの名称、購入日が明記されたもの)

▷保証書の写し(生ごみ処理機の場合のみ)

▷竹チップ、ぼかしの場合は、使用する容器の領収書の写しや写真

別表

対象品目	補助上限額	補助金額(10円未満切り捨て)	補助台数(1世帯当たり)
生ごみ処理機	10,000円	購入費の1/2	5年度につき1基
生ごみ堆肥化容器	3,000円	購入費の1/2	5年度につき1基 (発酵菌投入式容器は2基まで)
LFCコンポストセット	3,600円	購入費の2/3	LFCコンポストのセット、バッグ合計で5年度につき2個まで
LFCコンポストバッグ	2,100円	購入費の2/3	
LFC基材	1,000円	購入費の1/2	1年度につき6個まで
竹チップ	700円	購入費の1/2	1年度につき4個まで
ぼかし	100円	購入費の1/2	1年度につき6個まで
ダンボールコンポストセット(ダンボール箱、基材、虫よけカバー(スタンダード)、テキスト)	1,400円	購入費の1/2	1セット限り
ダンボール箱	150円	購入費の1/2	1年度につき3個まで
ダンボールコンポスト基材	700円	購入費の1/2	1年度につき4個まで
虫よけカバー(スタンダード)	200円	購入費の1/2	3年度につき1個まで
虫よけカバー(ファスナー式)	800円	購入費の1/2	3年度につき1個まで

※工事費、送料などを除く、本体税込み金額が対象です。

▷購入者名義の預金通帳の写し

申込期間 4月1日～令和8年3月31日(先着順で受け付けし、予算額に達し次第終了)

※申し込みは購入した年度内に限ります。

申込方法 窓口または郵便で申請書と必要書類を提出する

○フードドライブ(ID1010282)

家庭で食べきれずに余っている食品を集め、必要としている福祉団体や施設などに寄付します。

期日 偶数月の第4・5週の月～金曜日(祝日を除く)

時間 午前8時30分～午後5時

場所 環境課窓口



市内の中小企業者や創業者が対象 市制度融資・信用保証料補助制度

申込・問い合わせ先

▷市制度融資について：市商工会

☎(581)1407 📠(575)0702

▷保証料補助制度について：地域づくり課商工農政担当

☎(584)1111(代) 📠(584)1153

○市制度融資

▷市中小企業事業資金融資(☎ 1003975)

対象 市に住所または主たる事業所があり、市税に滞納がない人

融資限度額 1,000万円

利率 年1.40%(金融情勢により変動)

融資期間 5年以内(融資額が500万円以上の場合は7年以内)

▷市中小企業創業融資(☎ 1003985)

対象 市商工会が実施する特定創業支援等事業を受け、市税に滞納がない人(創業予定か創業後1年未満の人)

融資限度額 1,500万円

利率 年1.20%(金融情勢により変動)

融資期間 7年以内(融資額が1,000万円以上の場合は10年以内)

○市中小企業融資金保証料補助制度(☎ 1003976)

市制度融資を利用した際に保証協会に支払った保証料は、借り入れた事業資金を全額返済後、申請することで市から補助が受けられます。

対象 次の全てに該当する人

▷市制度融資を利用し、全額返済している

▷借入日から全額返済した日までの間、市に住所または主たる事業所があり、継続して事業を営んでいた

補助額 信用保証料として保証協会に支払った額(還付金額は控除)

申請期間 事業資金を全額返済した日の翌日から1年以内



市民委員を募集します 市健康づくり推進協議会

応募・問い合わせ先 健康課健康づくり担当(〒816-0851昇町1-120いきいきプラザ)

☎(501)1134 📠(501)1135 ☎ 1008635

市は、健康づくりの施策について協議する市健康づくり推進協議会を設置しています。

健康づくりに関心のある市民の意見を反映するため、この協議会の委員を募集します。

対象 市に居住する18歳以上

※既に他の附属機関の委員になっている人は除きます。

任期 7月1日～令和9年6月30日(2年間)

開催回数 年2回程度

報酬 会議出席1回当たり6,500円(別途、費用弁償として1,000円支給)

募集人員 2人以内

選考方法 書類審査、面接

応募方法 4月30日(水)(必着)までに窓口か郵便で申込用紙(公募要項に備え付け)と応募動機(1,200字以内)を提出する

※公募要項は、窓口または市ウェブサイト入手できます。



委員を募集します 市国民健康保険運営協議会

応募・問い合わせ先 国保医療課国保担当(〒816-8501春日市役所)

☎(584)1111(代) 📠(584)1141 ☎ 1009848

国民健康保険事業の運営に関する事項を審議する、国民健康保険運営協議会の委員を募集します。

対象 市に居住する18歳以上の市国民健康保険被保険者(加入者)で、国民健康保険事業の運営に関心がある人

※任期中に後期高齢者医療制度に加入する人、既に他の附属機関の委員になっている人は除きます。

任期 8月1日～令和10年7月31日(3年間)

開催回数 年3回程度

報酬 会議出席1回当たり6,500円(別途、費用弁償として1,000円支給)

募集人員 3人以内

選考方法 書類審査、面接

応募方法 4月25日(金)(必着)までに窓口か郵便で申込書を提出する

※申込書は、窓口または市ウェブサイト入手できます。



対象者を拡大しました 介護用品(紙おむつ)給付サービス

申込・問い合わせ先 高齢課高齢者支援担当

☎(584)1111(代) ☎(584)3090 ID 1001970

寝たきりなどの理由で常時紙おむつなどが必要な高齢者に、紙おむつなどの給付をしています。

4月1日以降の申請受け付け分から、対象者を拡大します。

新たに対象となる人 市の介護保険被保険者で、市外の住所地特例対象施設(介護保険施設を除く)に入所している人など

※本人または家族が、市の契約事業者が配達可能な地域(春日市、筑紫野市、大野城市、太宰府市、那珂川市、福岡市など)に居住している人に限ります。

注意事項

- ▷配達事業者によって、対応できる地域が異なります。
- ▷配達開始は最短で5月からです。配達業者との日程調整などが必要なため、早めに申請してください。
- ▷サービスの利用にはさまざまな要件があります。詳しくは問い合わせるか、市ウェブサイトを見てください。



市報かすがの発行回数が変わります 4月から月1回に

問い合わせ先 秘書広報課広報広聴担当

☎(584)1111(代) ☎(584)1145 ID 1015485

これまで市報を月2回(1日・15日)発行してきましたが、4月から、月1回(毎月1日)の発行に変更します。これに伴い、5月号からは表紙など紙面デザインの一部リニューアルを行う予定です。

市では、ウェブサイトやLINEなど即時情報発信が可能な媒体が充実してきています。

また、令和6年9月に実施した「春日市第6次総合計画(後期基本計画)策定に関するアンケート」の中で、市報の発行回数について市民の意向を確認したところ、月1回を希望する人が月2回を希望する人を上回っていました。こうした状況などを踏まえ、市報の発行回数を変更することとしました。

市は、今後も市民の皆さんに必要な情報が確実に届くよう、また、魅力的な紙面となるよう努めるとともに、ウェブサイトやLINEなどによる情報発信をさらに充実させていきます。

※市報は市ウェブサイト(ID1002434)でも見ることができます。



固定資産(土地・家屋) 縦覧帳簿の縦覧および課税台帳の閲覧ができます

問い合わせ先 税務課資産税担当

☎(584)1111(代) ☎(584)1141

ID 1000889(土地) ID 1000890(家屋)

○縦覧帳簿の縦覧

自分の土地・家屋の価格と他の土地・家屋の価格を比較するため、縦覧帳簿を確認できます。縦覧帳簿には、市内の土地と家屋の評価額、地積、家屋の床面積などが記載されています。

対象 市内に土地や家屋を所有し、その固定資産税を納付している人およびその代理人

日時 4月1日(火)～30日(水)(土・日曜日、祝日を除く)
午前8時30分～午後5時

場所 税務課資産税担当

※西出張所では行っていません。

○課税台帳の閲覧(随時)

自分の土地・家屋の価格などを確認したい人は、名寄帳(課税台帳)の写しで確認できます。

対象 固定資産税納税義務者、借地借家人およびその代理人

場所 税務課資産税担当、西出張所(いきいきプラザ)

手数料 1枚10円

※縦覧期間中(4月1日(火)～30日(水))は無料です。

持ってくるもの

- ▷本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ▷代理人の場合は所有者からの委任状
- ▷借地借家人の場合は賃貸借関係が分かる書類



令和7年度固定資産税・都市計画税 納税通知書を送付します

問い合わせ先 税務課資産税担当

☎(584)1111(代) ☎(584)1141

ID 1000887(固定資産税) ID 1000898(都市計画税)

発送予定日 4月4日(金)

※4月14日(月)までに納税通知書が届かない場合は連絡してください。

※納税通知書の発送に合わせて、公課証明書の発行を4月4日(金)に開始します。

納期限(第1期) 4月30日(水)

※税額の算定方法など、固定資産税・都市計画税に関する場合は、納税通知書同封のチラシや市ウェブサイトを見てください。



毎年手続きが必要です 国民年金学生納付特例の申請はお早めに

申請・問い合わせ先

▷市民課年金担当

☎(584)1111(代) ☎(584)1141 ID 1009868

▷南福岡年金事務所(〒815-8558福岡市南区塩原3-1-27)

☎(552)6112(自動音声案内②番→②番を押す)

☎(541)7649

令和7年度分(令和7年4月~同8年3月)の申請は4月1日(火)から受け付けます。

なお、審査は2~4カ月かかります。結果は日本年金機構からはがきが届きます。

※過去に未納がある場合は、申請する月の2年1カ月前までさかのぼって申請できます。

学生納付特例制度概要

▷申請後に承認を受けると保険料の納付義務が猶予される

▷老齢・障害・遺族基礎年金を請求する場合に必要な受給資格期間に算入される

▷承認を受けている月数分、定額保険料を納付する場合より将来受給する年金額が減額になる

※将来受け取る年金額を増額するためには、10年以内に保険料を納めること(追納)が必要です。ただし、2年度を過ぎて追納するときは保険料に加算金が上乗せされます。

対象 次の全てに該当する人

▷対象校に在学しているまたは在学していた

▷申請年度の本人の前年所得が日本年金機構の定める基準以下

申請方法

▷郵便：申請書と必要書類を郵送する

※申請書は日本年金機構ウェブサイトまたは年金事務所にお問い合わせで入手できます(問い合わせの

際は、申請者の基礎年金番号が必要)。

※4月中に日本年金機構から更新のはがきが届く場合があります。

▷マイナポータル：マイナンバーカードを準備し必要事項を入力後、有効期限内の学生証(両面)または在学証明書を撮影し、そのデータを添付する

▷窓口：次の必要書類を提出する

▶本人が手続きする場合

- ・有効期限内の学生証または在学証明書(原本)
- ・本人確認書類

▶代理人が手続きする場合

- ・委任状(申請者自書、様式は任意、同居の親族でも必要)
- ・有効期限内の学生証(両面コピー可)または在学証明書(原本)
- ・代理人の本人確認書類

注意事項

▷本人確認書類とは、マイナンバーカード、運転免許証など官公署が発行した顔写真付きのものです。顔写真付きの本人確認書類がない場合は、健康保険被保険者証または資格確認書や基礎年金番号通知書(年金手帳)など2点が必要です。

▷退職して学生となった場合は、雇用保険被保険者証などの添付が必要な場合があります。



▲日本年金機構ウェブサイト



4月から引き上げられます 児童扶養手当・特別児童扶養手当

問い合わせ先 こども未来課こども政策・給付担当

☎(584)1111(代) ☎(584)1115

4月からの児童扶養手当、特別児童扶養手当額が、2.7%引き上げられます。

○児童扶養手当(☎1001547)

▷全部支給(月額)

▶3月まで：4万5,500円

▶4月から：4万6,690円

▷一部支給(月額)

▶3月まで：1万740円～4万5,490円

▶4月から：1万1,010円～4万6,680円

第2子以降加算額

▷全部支給(月額)

▶3月まで：1万750円

▶4月から：1万1,030円

▷一部支給(月額)

▶3月まで：5,380円～1万740円

▶4月から：5,520円～1万1,020円

○特別児童扶養手当(☎1001877)

▷1級(月額)

▶3月まで：5万5,350円

▶4月から：5万6,800円

▷2級(月額)

▶3月まで：3万6,860円

▶4月から：3万7,830円



4月1日から変わります 入院時の食費の自己負担額

申請・問い合わせ先

▷国民健康保険について：国保医療課国保担当

☎(584)1121 ☎(584)1141 ☎1000924

▷後期高齢者医療について：国保医療課医療担当

☎(981)0114 ☎(584)1141 ☎1001029

医療機関に入院した時に必要な食費のうち、入院した人が負担する額(食事療養標準負担額)が4月から変わります。

食事療養標準負担額(1食当たり) 別表参照

注意事項

▷別表の②または③に当てはまる人が食事療養標準負

担額の減額を受けるためには、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要です。

※後期高齢者医療被保険者は、資格確認書の限度区分欄に負担区分の記載の申請が必要です。

※医療機関においてマイナ保険証を提示する場合やオンラインで所得区分を確認できる場合は、認定証の提示は不要です。

▷別表の②に当てはまる人のうち、過去12カ月で90日を超える入院をした人は、長期入院の申請(食費の減額申請)が必要です。申請には、入院日数が分かる書類(領収書など)を提示してください。

別表

区分		3月31日まで	4月1日から
①	一般(②～④以外の人)	490円	510円
②	・住民税非課税世帯 ・低所得Ⅱ(※)	過去12カ月で 90日までの入院	230円
		過去12カ月で 90日を超える入院 (長期入院該当)	180円(91日目から適用)
③	低所得Ⅰ(※)	110円	110円(変更なし)
④	指定難病患者や小児慢性特定疾病児童など	280円	300円

※所得に応じ、区分が異なります。詳しくは問い合わせてください。



仲間と一緒に地域で環境保全活動をしませんか 市環境保全活動事業補助金制度

申請・問い合わせ先 環境課環境推進担当
☎(584)1111(代) ☎(584)1147 ID 1001216

自主的に環境保全活動を行っている団体を支援します。

対象となる団体 次の要件を全て満たす団体

- ▷ 良好な環境の保全、創造のための活動を行っている
- ▷ 市内を中心に活動し、市内に事務所を行う場所がある
- ▷ 規約などがあり、事業の執行および経理を的確に行える
- ▷ 5人以上で組織され、代表者がいる
- ▷ 政治活動や宗教活動、営利活動を目的としない
- ▷ 暴力団でない、暴力団または暴力団員と親密な関係を有しない

対象となる活動

- ▷ 自然環境の保全、再生、創造
- ▷ 環境の美化や緑化
- ▷ 省資源、省エネルギーの推進

- ▷ ごみの発生回避、適正処理の推進
- ▷ 生物多様性の保存
- ▷ 動物愛護の推進
- ▷ 環境保全意識の向上

対象期間 交付決定を受けた日～令和8年3月31日

補助金額 対象経費の合計額または10万円のいずれか低い額

申請方法 4月1日(火)～12月5日(金)に窓口で必要書類を提出する

※申請書などの必要書類は、窓口または市ウェブサイトで入手できます。

※さまざまな条件がありますので、詳しくは問い合わせてください。



▲市ウェブサイト



65歳になったら 肺炎球菌感染症予防接種の助成が受けられます

申請・問い合わせ先 健康課健康づくり担当
☎(501)1134 ☎(501)1135 ID 1001805

助成を希望する人は、市が発行する決定通知書を持って医療機関で接種してください。

対象 市に居住し、過去に23価肺炎球菌感染症予防接種を受けたことがなく、次のいずれかに該当する人

- ▷ 接種日時点で65歳以上
- ▷ 接種日時点で60～64歳で、心臓、腎臓、呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に重い障がいがあり、身体障害者手帳1級に相当する

費用 3,000円

※生活保護世帯および世帯全員が住民税非課税の人は、接種前に窓口で申請を行うことで無料になります。

※決定通知書がなく接種すると、約8,000円の費用がかかります。

助成の申請方法

- ①今年度65歳になる人(申請不要)

誕生日を迎えた翌月に市から届く接種の案内を確認する

②①に該当しない人、および①に該当し生活保護世帯または世帯全員が住民税非課税の人

健康課健康づくり担当(いきいきプラザ)で本人確認書類を持参して申請し、決定通知書を受け取る

※代理人による申請も可能ですが、同居者以外の申請の場合は委任状が必要です。

※住民税非課税世帯のうち、同居者に住民税の申告が済んでいない人がいる場合は、申告が必要です。

接種方法 事前に接種できる病院に予約し、決定通知書を持参して予防接種を受ける

※接種できる病院は、送付される接種の案内や市ウェブサイトを見てください。



▲市ウェブサイト



令和7年度から開始します 高齢者帯状疱疹予防接種の助成

申請・問い合わせ先 健康課健康づくり担当

☎(501)1134 📠(501)1135 🆔 1015506

4月1日から帯状疱疹予防接種が定期接種化されることに伴い、費用の一部を公費で負担する制度が始まります。

帯状疱疹は、水ぼうそうと同じウイルスで起こる皮膚の病気で、免疫力の低下により、痛みやかゆみ、発疹などの症状が出ます。

罹患者数は70歳代でピークを迎えることから、発症リスクが高まる前に効果的に接種できるよう、65歳以上の高齢者を対象に助成を行います。

対象 市に住民登録があり、帯状疱疹予防接種を希望する人で、次のいずれかに該当する人

▷令和8年3月末時点で65歳以上

▷接種日時点で60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に重い障がいがあり、身体障害者手帳1級に相当する

※この制度の利用は1回限りです。

対象ワクチン 別表参照

申請方法

▷窓口申請

健康課健康づくり担当(いきいきプラザ)に本人確認書類を持参して申請し、決定通知書を受け取る
※代理人による申請も可能ですが、同居者以外の申請の場合は委任状が必要です。

※自己負担金決定のため、同居者に住民税の申告が済んでいない人がいる場合は、申告が必要です。

▷ウェブ申請

市ウェブサイトの申請フォームから申請する

※申請後、おおむね1週間以内に市から決定通知書を郵送します。

接種方法 病院に予約し、決定通知書、本人確認書類、自己負担金などを持参して予防接種を受ける

※接種できる病院は、市ウェブサイトに掲載しています。



▲市ウェブサイト

別表

種類	生ワクチン (阪大微研：乾燥弱毒生水痘ワクチン 「ビケン」)	組換えワクチン (GSK社：シングリックス)
接種回数(接種方法)	1回(皮下に接種)	2回(筋肉内に接種)
特徴	・病気や治療によって、免疫が低下している人は接種できません。	・原則として、1回目の接種後に2カ月以上の間隔を置いて2回目を接種します。 ・免疫の状態にかかわらず接種可能です。
接種後の ワクチンの 効果(報告)	1年時点	6割程度の予防効果
	5年時点	4割程度の予防効果
	10年時点	-
副反応	皮膚の赤み、かゆみ、熱感、腫れ、 疼痛、硬結、発疹、倦怠感	皮膚のかゆみ、赤み、筋肉痛、疲労、 頭痛、腫れ、悪寒、発熱、胃腸症状、 倦怠感
自己負担金	4,900円	1回当たり10,000円(2回で20,000円)

※生活保護世帯の人および世帯全員が住民税非課税の人は、自己負担金は無料です。

※決定通知書がなく接種すると、市の助成を受けることができなくなります。後日払い戻しなどもできません。



令和8年度新入学児童の保護者対象 個別就学相談、特別支援教育の説明会

申込・問い合わせ先 子育て支援課発達支援担当
☎(588)5150 📠(501)0051
✉ hattatsu@city.kasuga.fukuoka.jp

令和8年4月に小学校に入学する子どもの身体面や知的・情緒面などに不安を持つ保護者を対象に個別相談を行います。

○個別就学相談(☎ 1009220)

特別支援学校への入学、特別支援学級や通級指導教室の利用を希望する人は、必ず参加してください。また、相談当日は原則として対象の子どもを同伴してください。

実施期間 4月22日(火)～8月14日(木)(土・日曜日、祝日を除く)

時間 午前9時30分、午後1時30分、午後3時
※相談時間は30分～1時間程度です。

場所 いきいきプラザ

申込期間 4月7日(月)午前9時～7月31日(木)午後5時

申込方法 希望日の14日前(土・日曜日、祝日を除く)までに市LINE公式アカウントまたは電話で申し込む

※LINEでの申し込みは、トーク画面で「就学相談予約」と入力し、予約画面に必要事項を入力してください。



▲市LINE公式アカウント

○特別支援教育説明会・見学会(☎ 1009029)

特別支援学級への入級や通級指導教室の利用を検討している人は、参加してください。

参加可能な学校は、入学を予定する小学校1校です。

日時・場所 別表参照

内容

▷特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室へ就学するまでの流れの説明

▷特別支援学級の授業見学、通級指導教室の場所見学(指導中は見学できません)

▷質疑応答など

申込方法 各開催日3日前の午後5時までに市LINE公式アカウントまたは電話で申し込む

※LINEでの申し込みは、トーク画面で「見学会予約」と入力し、予約画面に必要事項を入力してください。

○小学校入学のための特別支援教育の資料(☎1006361)

特別支援教育についての資料を市ウェブサイトに掲載しています。

特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室などを検討している人や特別支援教育に関心がある人は確認してください。

別表

学校	期日	説明開始時間	場所
須玖小学校	5月12日(月)	午前9時25分	多目的ホール
大谷小学校	5月13日(火)	午前9時15分	多目的ホール
春日野小学校	5月15日(木)	午前9時30分	会議室
春日東小学校	5月16日(金)	午前9時30分	会議室
白水小学校	5月20日(火)	午前9時30分	コミュニティルーム
春日小学校	5月21日(水)	午前9時30分	図書室
春日西小学校	5月22日(木)	午前9時	会議室
春日北小学校	5月23日(金)	午前9時30分	会議室
春日原小学校	5月27日(火)	午前9時30分	会議室
日の出小学校	5月29日(木)	午前9時45分	音楽室
春日南小学校	6月2日(月)	午前9時	家庭科室
天神山小学校	6月5日(木)	午前8時45分	多目的ホール

※各学校とも15分前から受け付けを開始します。



回答に協力してください 地域福祉に関するアンケート調査

提出・問い合わせ先 福祉支援課地域福祉担当

☎(584)1111(代) ☎(584)1142 ID 1006951

市は、誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現を目指し、「第5次地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定します。この計画に市民の皆さんの意見を反映するため、アンケート調査を行います。調査票が届いた

時は協力をお願いします。

対象 無作為で抽出した18歳以上の市民2,000人

発送時期 4月上旬

回答方法 5月9日(金)(消印有効)までに同封の返信用封筒に入れて返送するか、アンケート用紙に記載しているQRコードから回答する



スマホの疑問を解決しませんか スマホ教室@スマサポ号(無料)

申込先 ソフトバンク専用コールセンター

☎0800(111)9442(午前10時～午後6時、土・日曜日可)

問い合わせ先 デジタル政策課デジタル政策担当

☎(584)1118 ☎(584)1145 ID 1011730

専用車(スマサポ号)内で、オンラインでの講座を受

講できます。貸出機を使用しますので、スマートフォン(スマホ)を持っていない人も参加できます。

日時・場所・内容 別表参照

定員 各3人(申込先着順)

申込方法 開催日前日の午後6時までにソフトバンク専用コールセンターに電話で申し込む

※予約に空きがある場合は、当日参加も可能です。

別表 4月開催スケジュール

期日	①午前11時～正午	②午後0時30分～1時30分	③午後2時30分～3時30分	④午後3時45分～4時45分	場所
1日(火)	iPhoneの使い方(入門編)※1	iPhoneの使い方(基礎編)※2	iPhoneの使い方(応用編)※3	スマホのセキュリティについて※4	市役所
4日(金)	マイナポータル活用方法※5	スマホのセキュリティについて※4	iPhoneの使い方(基礎編)※2	iPhoneの使い方(応用編)※3	いきいきプラザ
8日(火)	スマホを触ってみよう※6	Androidの使い方(入門編)※1	Androidの使い方(基礎編)※2	Androidの使い方(応用編)※3	市役所
11日(金)	アプリでネットショッピング※7	スマホ決済の使い方※8	フリマアプリで購入や出品※9	フィルタリングとネットの危険性※10	市役所
15日(火)	iPhoneの使い方(入門編)※1	iPhoneの使い方(基礎編)※2	iPhoneの使い方(応用編)※3	マイナポータル活用方法※5	市役所
18日(金)	スマホを触ってみよう※6	Androidの使い方(入門編)※1	Androidの使い方(基礎編)※2	Androidの使い方(応用編)※3	いきいきプラザ
22日(火)	スマホを触ってみよう※6	Androidの使い方(入門編)※1	Androidの使い方(基礎編)※2	Androidの使い方(応用編)※3	市役所
25日(金)	スマホを触ってみよう※6	iPhoneの使い方(入門編)※1	iPhoneの使い方(基礎編)※2	iPhoneの使い方(応用編)※3	市役所

※1 スマホの画面の見方、電話、文字入力、メール

※2 マップを使いながら基本操作、ルート検索、カメラの撮影、動画の撮影、QRコード読み取り

※3 インターネットの調べ方、音声操作、アプリの追加方法、移動方法

※4 よくある不安、詐欺の手口、安全な使い方

※5 「マイナポータルアプリ」の説明や設定方法、健康保険証との連携方法

※6 マップを使いながらスマホの指の操作を学ぶ、カメラ、音声アシスタント機能

※7 商品の探し方、注文する、支払い方法

※8 スマホ決済とは、不安要素と対処法、アプリ登録、体験

※9 フリマアプリとは、アプリ比較、出品体験、売れたらどうする?

※10 スマホの危険、フィルタリングを使用するために



令和7年度職員出前講座 「あすか市民塾」利用者募集(無料)

申込・問い合わせ先 文化スポーツ課文化担当(〒816-0831大谷6-24ふれあい文化センター)

☎(575)4121 ☎(593)7380 📠1002688

市民の皆さんの希望に応じて、市職員が市政の説明や専門的な話、情報提供などを行います。

対象 市に居住、または勤務する人で構成する10人以上の市民グループ

時間 午前10時～午後9時のうち90分以内

※業務の都合などで、希望日時に実施できない場合があります。

場所 市内

※会場の手配や準備は、全て主催者が行ってください。

開設講座 別表参照

申込方法 希望日の1カ月前までに市ウェブサイトから申し込むか、窓口、ファクス、郵便のいずれかで申込書を提出する

※申込書は、市ウェブサイトか窓口で入手できます。



▲市ウェブサイト

別表

◆行財政・計画

- ・地方創生(春日市人口ビジョン、総合戦略の概要)
- ・市中央部市民活動交流拠点の整備～福祉施設の複合化とエリアの魅力向上の取り組み～
- ・「みんなで春をつくろう」シティプロモーションの取り組み
- ・「対話」による市政運営(出前トーク事業概要)
- ・公共施設の未来
- ・春日の家計を知ろう!

◆街の整備

- ・春日市の都市計画
- ・白水大池公園いまむかし
- ・都市計画道路の役割
- ・下水道あなたとまちをむすぶみち
- ・西鉄天神大牟田線連続立体交差事業および西鉄春日原駅周辺整備事業について

◆環境・ごみ

- ・地球温暖化の防止について～脱炭素に向けた身近な取り組み～
- ・犬の適正飼養
- ・ねこをめぐる問題～その背景と地域ねこ活動～
- ・ごみについて学ぼう(幼児向け)
- ・ごみ減量大作戦(家庭でできるごみの減量・3R編)
- ・ごみ減量大作戦(古紙分別編)
- ・春日市のごみ処理について(ごみの分別・出し方から処理まで)

◆健康・福祉・子育て

- ・国民健康保険制度について
- ・障がい者支援について
- ・成年後見制度について(障がい者向け)
- ・後期高齢者医療制度について
- ・高齢者福祉に関する事業、制度について
- ・知っところ!高齢者のための施設
- ・なるほど!介護保険(介護保険制度編)
- ・生活保護制度について
- ・あなたのまちの民生委員・児童委員
- ・子育て世帯に対する相談支援の取り組み
- ・児童虐待をなくすために
- ・乳幼児期の健康
- ・親子わくわくたいむ～手作り玩具・絵本読み聞かせなど～
- ・親子ふれあいたいむ～わらべうた・ふれあい遊び・タッチケアなど～

◆議会・選挙

- ・市議会のしくみ
- ・選挙制度のあらまし
- ・選挙はなぜ大切なのか?(小中高校生向け)

◆安全な暮らし

- ・身近な税のおはなし
- ・戸籍のしくみ
- ・知って防ごう!防犯講座
- ・災害に備える!防災講座
- ・消費者トラブル・悪質商法回避術

◆市民活動・人権・男女共同参画

- ・やさしい広報紙づくり
- ・よくわかる情報公開・個人情報保護講座
- ・春日市LINE公式アカウントの便利な機能を活用しよう
- ・マイナポータルの使い方
- ・春日市の地域コミュニティ
- ・身近な人権問題
- ・男女共同参画のまちづくり

◆歴史・文化財

- ・私たちの住む地区(須玖、小倉、下白水、上白水、春日)の文化財
- ・春日市の遺跡(水城跡、須玖岡本遺跡、日拝塚古墳、ウトグチ瓦窯跡等)
- ・地名が語る春日市の歴史と文化
- ・春日市の民俗と祭り
- ・特別史跡「水城跡」とその時代
- ・最近の発掘調査成果について
- ・文化財ガイドマップを持って、地域の文化財をたずねてみよう
- ・春日市の宝「奴国の王都」須玖遺跡群

◆教育・学校

- ・春日市における学校教育に関する取り組み
- ・不登校児童生徒への支援
- ・コミュニティ・スクールとは?